

# 物価高騰対応給付金 (令和6年度均等割のみ課税化給付)のご案内

本給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯の支援として、国の「物価高騰対応重点支援地方臨時交付金」を活用し、支給するものです。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **10万円** ※1回限り

## 申請期限

令和6年10月31日(木)まで  
※当日消印有効

## 支給対象世帯

令和6年6月3日時点において安中市に住民登録があり、令和6年度分において新たに住民税均等割のみ課税世帯となる世帯

- ※ 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯を除く
- ※ 令和5年度物価高騰対応給付金(非課税世帯/7万円、均等割のみ課税世帯/10万円)の支給対象世帯(未申請・受給辞退を含む)、又は当該世帯の世帯主であった方を含む世帯は支給対象外です

## 申請の有無 ※世帯の状況により異なります。

①マイナンバーに紐づく世帯主名義の公金受取口座がある世帯

②マイナンバーに紐づく世帯主名義の公金受取口座がない世帯

③令和6年1月2日以降に安中市へ転入した人がいる世帯 等

給付決定通知書(ハガキ)が届きます

確認書が届きます  
(要返送)  
令和6年10月31日(木)まで

申請が必要です  
【申請期間】  
令和6年7月22日(月)  
～令和6年10月31日(木)

詳しくは裏面「ア」へ

詳しくは裏面「イ」へ

詳しくは裏面「ウ」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

**※注意！ 世帯の状況により、必要な手続きが異なります。**

## ア 納入決定通知書(ハガキ)が届いた世帯

- 7月中旬以降に納入決定通知書(ハガキ)が届きます。
- 振込先口座等に変更がなければ、**手続きは必要ありません。**
- 振込先口座の変更を希望する場合は、市にご連絡ください。

## イ 確認書(封筒)が届いた世帯

- 7月下旬以降に確認書(封筒)が届きます。
- 中身を確認して、必要事項を記入し、添付書類(本人確認書類等)と一緒に、市に**返信してください。**

## ウ 申請が必要な世帯

- 申請書は市ホームページからダウンロード、または下記お問い合わせ先の窓口より入手できます。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類(本人確認書類等)と一緒に、窓口または郵送で**申請してください。**



▲市ホームページ

※ 配偶者やその他の親族からの暴力(DV)等により避難しており、住民票の異動手続きが困難な方は、所定の手続きをしていただくことで、給付金を受け取れる可能性がありますので、ご相談ください。

**!** 納入金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ先

○安中市役所 受付時間 平日8:30~17:15

(本庁)福祉課社会福祉係 027-382-1111(内線1152、1153)

(支所)住民福祉課福祉子ども係 027-382-1111(内線2154、2155)



※本給付金の制度概要については、下記をご確認ください。

内閣官房ホームページ(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)